

日本学生支援機構 給付型奨学金・貸与型奨学金資料配布について

2020年3月24日
中京大学 学生支援課

中京大学は「高等教育の修学支援新制度」の対象機関となるための認定申請を行い、2019年9月20日付で対象機関として認定されました。これにより、2020年4月より入学する学生及び在学学生は、授業料等減免及び給付型奨学金の支援を受けることができます。(所得基準等の条件があります。)

以下の日程で、高等教育の修学支援新制度(授業料等減免・給付型奨学金)及び貸与型奨学金に関する資料配布を行いますので、申込を予定されている方は必ず受け取ってください。なお次ページに高等教育の修学支援新制度の概要を掲載していますのでご確認ください。

対象		高等教育の修学支援新制度 (授業料等減免・給付型奨学金)	貸与型奨学金
名古屋キャンパス	予約・定期 (新規)採用	4月2日(木)、4月3日(金) 4月6日(月)、4月7日(火) 各日 9:00 ~ 17:00 【4号館1階 学生支援課窓口】	
豊田キャンパス	予約・定期 (新規)採用	4月2日(木)、4月3日(金) 4月6日(月)、4月7日(火) 各日 9:00 ~ 17:00 【1号館1階 学生支援課窓口】	

《注意》

- ・学業成績によって留年した在学学生は奨学金を申込みできません。
- ・資料を受け取っていない方は、奨学金を申込みできません。
やむを得ない理由で取りに来られない場合は、事前に学生支援課までご相談ください。
- ・学費納入が遅れる場合は、**必ず学費延納願を提出してください。**(4月30日締切)
願書はHPからダウンロード、もしくは学生支援課で配布しています。

《高等教育の修学支援新制度(授業料等減免)に申し込む方へ》

- ・授業料等減免に関わる還付金は、最短でも8月以降の振込となる予定です。
還付金振込の時期に関わらず、**必ず納入期日までに学費納入をお願いします。**
- ※学費納入が無い場合、学費未納除籍となり、授業料等減免及び給付型奨学金の対象から除外されます。

通学するキャンパスで受け取ってください。二次募集はありませんので検討中の方も是非資料をご確認ください。

資料配布は4日間行います。いずれか予定の合う日程に取りに来てください。

給付奨学金の対象者であるかどうかは、「文部科学省HP」または、右のQRコードからシミュレーターにておおまかに確認できます。ご活用ください。



高等教育の修学支援新制度について (実施時期：令和2年4月1日／通常国会で法成立：令和元年5月10日)

【幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針(平成30年12月28日関係閣僚合意)より】

*政省令：令和元年6月28日公布

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
 【支援内容】①授業料等減免制度の創設 ②給付型奨学金の支給の拡充
 【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
 (令和2年度の在学学生(既入学者も含む)から対象)
 【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用
 国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

令和2年度予算(案) 4,882億円

授業料等減免 2,528億円※
 給付型奨学金 2,354億円
※公立大学等及び私立専門学校に係る
 地方負担分(392億円)は含まない。

国・地方の所要額(案) 5,274億円

授業料等減免

○各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

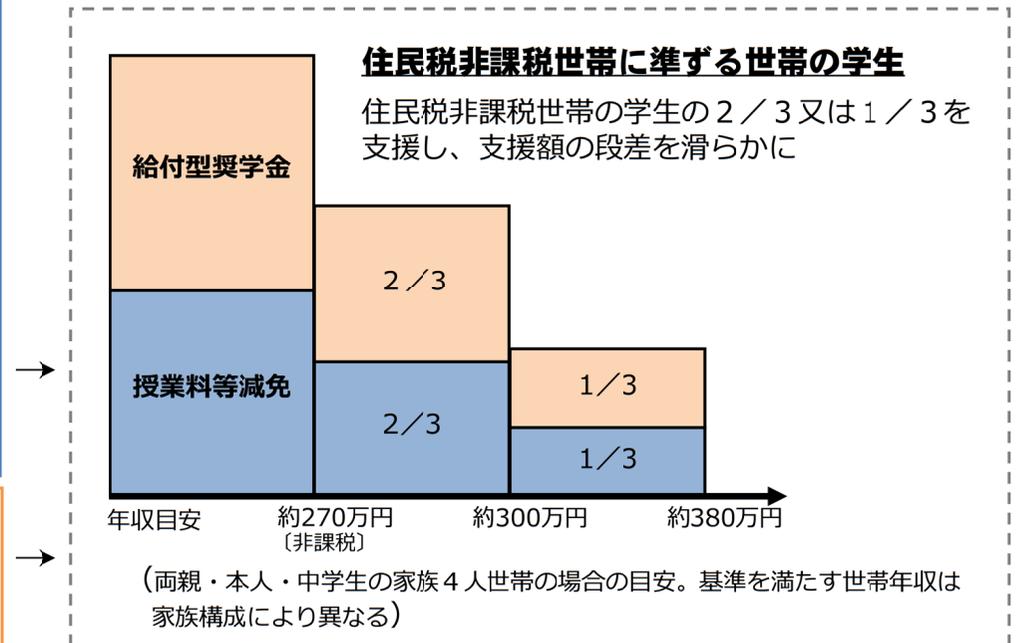
- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生

住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3を支援し、支援額の段差を滑らかに



支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外